

社会福祉法人ひまわり会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員の報酬については無報酬とする。

(役員等の出張旅費)

第4条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、社会福祉法人ひまわり会旅費規程に基づき、日当及び旅費を支給する。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。